令和5年度 第8回



自転車安全利用TOKYOセミナー



東京都自転車条例では、都内の各事業者の方々に、努めて**従業員に対する自転車の安全利用に関する研修や情報提供等の必要な措置を講ずること、**そのために「**自転車安全利用推進者」を選任する努力義務**等が定められています。

自転車の交通ルールや自転車安全利用研修のノウハウを学び、一人ひとりが自転車の安全利用を推進する担い 手となりましょう。

◆ 開催日時 ◆

令和6年1月19日(金曜日) 午後2時00分から午後4時40分まで

(※受付開始:午後1時30分から)

◆ 開催場所 ◆

すみだリバーサイドホール (墨田区吾妻橋1-23-20) ※地図は裏面をご覧く ださい。

◆ 対象者及び定員◆

都内の事業者等 会場受講、WEB受講ともに定員50名までとなります。

◆ 主な内容(予定)◆

- (1) 自転車事故の当事者とさせないために伝えるべきことは
- (2) 自転車安全利用研修の実施方法について

※東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」をダウンロードし、2章まで完了のうえ、ご参加ください!!

※令和5年4月1日より、全年代で自転車使用時のヘルメット着用が努力義務となりました。

(3) 自転車と保険

※ 内容は一部変更になる場合がございます。

受講者特典

「研修用DVD」・「自転車安全利用宣言証」

を受講者全員にプレゼントします。

また、希望により東京都ホームページに事業所名の公表や セミナー修了証の発行等の特典が受けられます。



◆ 申込みについて ◆

【申込方法】

次の参加申込書に必要事項を記入し、Eメール、郵便いずれかの方法でお申込の上、ご来場ください。 〒163-8001

東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部 総合推進課 (住所不要)

(電話) 03-5388-3124

(メール) S1120301@section.metro.tokyo.jp

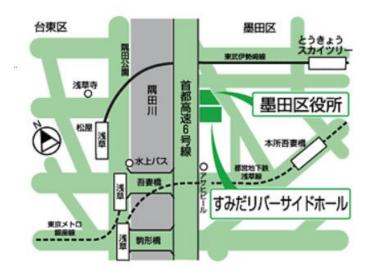
【申込期限】令和6年1月11日(木曜日)

【備考】

※定員超過や開催中止の場合は、1月12日(金)を目途に東京都から申込者宛に連絡します。

- ※Web 受講希望の方は、別途、申込書記載のアドレス宛にログイン情報等のメールを送ります。
- ※申し込まれた方の個人情報は本事業の範囲内で使用し、それ以外の目的には使用しません。

◆ 会場への来場方法について ◆



■会場への来場方法■

- ●東武伊勢崎線「浅草駅」正面口から 約5分
- ●東京メトロ銀座線「浅草駅」5 出口から約 5分
- ●都営地下鉄浅草線「浅草駅」A5 出口から 約5分
- ●都営地下鉄浅草線「本所吾妻橋駅」A3 出口から約5分
- ●最寄のバス停は「墨田区役所」「本所吾妻 橋」「リバーピア吾妻橋」

■ ■「第8回自転車安全利用TOKYOセミナー」参加申込書 ■ ■

事業者名	50凹日料甲女王利用「ひれ「ひとミノー」参加中込音 ■ ■			
電話				
セミナー御参加者情報について				
受講者1	氏名			
	Eメール			
	受講方法	会場 • web	『自転車安全利用宣言証』 交付の希望の有無	有 • 無
	修了証希望	希望する ・ 希望しない		
	修了証希望の方	個人名で発行 ・ 法人名で発行 ・ 法人名+個人名で発行		
	送付先住所 (交付希望の場合)	₹		
受講者2	氏名			
	Eメール			
	受講方法	会場 • web	『自転車安全利用宣言証』 の交付の希望の有無	有 • 無
	修了証希望	希望する ・ 希望しない		
	修了証希望の方	個人名で発行 ・ 法人名で発行 ・ 法人名+個人名で発行		
	送付先住所 (交付希望の場合)	₹		
自動車安全利用推進 事業者制度こついて	(1) すでに登録している (2) これから登録を希望する (3) 登録を希望しない			
備考	(※事務局に御連絡がある場合は、その内容を御記入ください)			

